## 広島県告示第七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定によって、 次の森林を保安

林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和五年一月五日

広島県知事 英 彦

保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町志路原字樋佐毛一〇九八七

水源の涵養指定の目的

三 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

 $(\overline{\underline{z}})$ 

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び北広島町役

場に備え置いて縦覧に供する。